生徒心得

Ⅰ　学校生活について

１　校内での生活

（１）授業（部・同好会）に必要な物品以外は、学校に持って来ない。所持品（上履き、カバン、教科書、バッグ、傘、靴等）には、はっきり記名する。

（２）貴重品の保管に注意し、自己管理を徹底する。体育や移動教室等の場合は貴重品袋等を使い教師に預ける。

（３）校舎内では学校指定の上履きを使用する。学校食堂へも上履きの通行を認めるが、来客もあるため、事務室前階段からの食堂への通行はしない。

（４）食事は必ず所定の場所（教室・学校食堂）で摂る。菓子類は禁止する。

（５）飲み物、食べ物の購入は、８：10～８：20、昼食時及び放課後とし、休み時間の購入はしない。

（６）教室に教科書類を置いて帰らない。（教科で特に許可した物以外は持ち帰る）

（７）各種許可願は生徒指導室で受け取り、担任・係の先生に提出し、校長の許可を受ける。なお、許可の必要なものは以下のとおりである。

①放送、掲示　　②発行、刊行物　　③集会

④施設設備の使用（教室、体育館、柔剣道場、プール、校庭、コートなど）

（８）校舎・校具は公共物である。万一破損した場合は、必ず学級担任に届け出る。また、机、壁などに落書きをしたり、壊したり、ツバやガム等を吐き捨てたりしない。

（９）携帯電話の校内への持ち込みは原則禁止とする。どうしても校内への持ち込みが必要な者は、校内持ち込み許可申請を提出し、生徒指導部の許可を得る。

また、許可を受けた者も持ち込む際は、必ずロック機能を設定した上で電源を切り、バックの中に入れて保管する。校内では使用しない。

２　校外での生活

（１）外出の時は行き先・帰宅時間・同行者等を保護者に伝える。また、夜間の外出、外泊はしない。

（２）高校生にとって好ましくない娯楽施設（ゲームセンター、インターネットカフェなど）への入場は絶対にしない。カラオケスタジオの入場は、スタジオ協会加盟店で「高校生入場許可の店」のプレートを入口に掲げている店に限り午後７時までの利用を認める。

（３）各種許可願は生徒指導室で受け取り、担任・係の先生に提出し、校長の許可を受ける。なお、許可の必要なものは以下のとおりである。

①旅行（学割を必要とするもの）　②校外行事集会参加　③対外試合参加

④アルバイト　⑤下宿、間借り　⑥テレビ等出演

（４）原動機付自転車の免許の取得及び使用は許可しない。ただし、特別な理由がある者に限り、担任を経て校長に申し出をして、特別審議を受けることができる。

（５）喫煙、飲酒といった法律違反となる行動はいかなる理由があっても絶対にしない。

Ⅱ　服装・容儀に関する規程

錦江湾高校の制服は下記のとおりである。

《冬服》

《夏服》

《中間服》

（1）Ⅰ型

【冬服】

濃紺のブレザーに紺のスラックス、白（または水色）の長袖カッターシャツを着用し、水色のネクタイをする。

（寒さが厳しいときは、学校指定のベストまたはセーターを着用しても良い）

【中間服】

冬服のブレザーをとる。学校指定のベストまたはセーターを着用してもよい。

【夏服】

学校指定の白(または水色)の半袖ポロシャツに紺のスラックスを着用する。

（2）Ⅱ型

【冬服】

濃紺のブレザーに紺のスラックスまたはスカート、白（または水色）の長袖カッターブラウスを着用し、水色のネクタイ(またはリボン)をする。（寒さが厳しいときは、学校指定のベストまたはセーターを着用しても良い。）

【中間服】

冬服のブレザーをとる。学校指定のベストまたはセーターを着用してもよい。

【夏服】

学校指定の白(または水色)の半袖ポロシャツと紺のスラックスまたはスカートを着用する。

（3）儀式（入学式、始業式、終業式、卒業式等）の時は、白シャツで、必ずネクタイ（夏は除く）を着用すること。

2　服装容儀の基準

（1）服装・容儀は、常に質素・端正・清潔にし、錦江湾高校生としての品位を保持すること。

（2）登校・下校の際は、学校指定の服装を原則とする。

（3）その他

ア　スカートの裾が膝の中心に来る長さとする。故意に短くすることはできない。

イ　スラックスは裾が床や地面に付かない程度とし、腰下ではかない。

ウ　靴はローファーまたは白を基調とした運動靴とする。

エ　くつ下は白・黒・紺・茶系統の色のものとする(ワンポイント可)。ルーズソックスやハイソックス、それに類するソックスは禁止とする。タイツ又はストッキングは黒・濃紺で無地のものとする。

オ　ベルトは幅２～３㎝、色は黒・茶系統のものとし、装飾のないものとする。

カ　インナー・肌着はシャツ、ブラウスから透けないものとする。

キ　防寒着・手袋・マフラー等の着用は、許可された期間内に限り、色は華美でないものとする。

ク　ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品の着用は認めない。また、化粧やマニ

ュキュア等も認めない。

ケ　通学鞄は、学生鞄・部活動指定のバッグ、または華美でないバッグとする。

コ　やむを得ず規定以外の服装をするときは、必ず事前に担任に届け、許可を受けること。

（４）更衣については、期間は特に設けない。気候等の状況によって各自で判断すること。

（５）頭髪

ア　髪は常に清潔にし、高校生らしい品位を保つようにすること。

イ　男子の髪型については、前髪は目に、後頭部は襟元に、横は耳にかからない。　もみあげは耳たぶの下を越えない程度とする。

ウ　女子の髪型については、前髪は目にかからない、髪は、肩に触れる場合は後ろでくくる。その際、黒・紺・茶系統のゴムを使用する。

エ　異型の髪型、整髪料の使用、パーマ、カール、染色・脱色、エクステンション（つけ毛）等は認めない。

オ　眉に手を加えてはならない。ただし、身だしなみを整える程度は認める。

カ　特別な事情がある場合は、担任（職員）に相談すること。

Ⅲ　通学に関する規程

１　列車通学についての留意事項

（１）登下校は、時間に余裕を持ち、交通道徳を守り、安全に心がける。列車通学生は、錦江湾高校生の代表であるという自覚を持ち、法律、社会規範、公共の場におけるマナーを守ることを心がける。

（２）乗降車の際には、静粛に秩序正しく行動し、駆け込み乗車等をしない。また、駅のホームでは黄線の内側に並び、すみやかに全員乗車できるように心がける。

（３）列車内では、座席以外の場所に座らない。また、満員のとき以外は、昇降口や通路付近を空け、乗降車する人の妨げにならないようにする。

（４）携行品は通路や座席に置かず、座席に座っている人はひざの上に、通路に立っている人は網棚を利用する。

（５）乗車中は静粛にし、スマートフォン・携帯電話等を使用したり、騒いだり、散らかしたりしない。

（６）通学定期券は、使用期間や使用区間に注意し、改札口では正しくはっきりと提示する。

（７）駅から学校までは、指定された通学路を登下校する。

※登・下校時に指定された、もしくは平常の通学路以外を利用して万一事故が起きた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの補償が受けられない場合もあるので注意する。

２　スクールバス利用

（１）スクールバス定期券は、最寄りの停留所から学校（スクールバス直行便）までの

利用を基本とする。下校時は、錦江湾高校前の停留所から路線バスに乗車できる。ただし、降車は自宅最寄りの停留所に限る。

〔高校前⇒谷山駅前または谷山電停（乗り換え）

⇒最寄りの停留所（定期券表示停留所）〕

（２）　高校前のバス停以外からの乗車では、定期券の利用はできない。

（３）　路線バス利用で下校する際は、谷山駅／谷山電停での乗り換えしか認められない。

（４）　路線バス利用における下車は、定期券表示停留所のみ利用できる。

（５）　授業日（長期休業中の課外日も含む）と学校行事が行われる土日・祝日を、スクールバス運行日とする。

	スクールバス　運行日	スクールバス　運休日
登校時 スクールバス利用	定期券利用可	－
登校時 路線バス利用	定期券利用不可 現金・ＩＣカードでの利用	定期券利用不可 現金・ＩＣカードでの利用
下校時 路線バス利用	定期券利用可	定期券利用不可 現金・ＩＣカードでの利用

３　自転車通学生の心得

（１）通学用の自転車は、自宅（下宿）から最寄りの駅まで１km 以上ある生徒のみ利用が可能である。

（２）自転車通学希望者は最寄りの自転車販売店で、使用する自転車の「自転車防犯登録」（要登録料）をおこない、２重ロック等の盗難防止に努める。

（３）交通法規を厳守し、事故に遭わないように十分注意して運転すること。

（４）自転車置場（駐輪場）以外には置かない。

（５）自転車は、各自で整理整頓に心がけ他の迷惑にならないようにする。

（６）特に形状等が変わった自転車を利用しない。

（７）自転車の整備は各自責任をもって行う。

（８）自転車を使用する際には、ヘルメットを着用すること。

（９）県 PTA 自転車安全会の保険または、民間の自転車賠償保険等に加入すること。

4　指定通学路

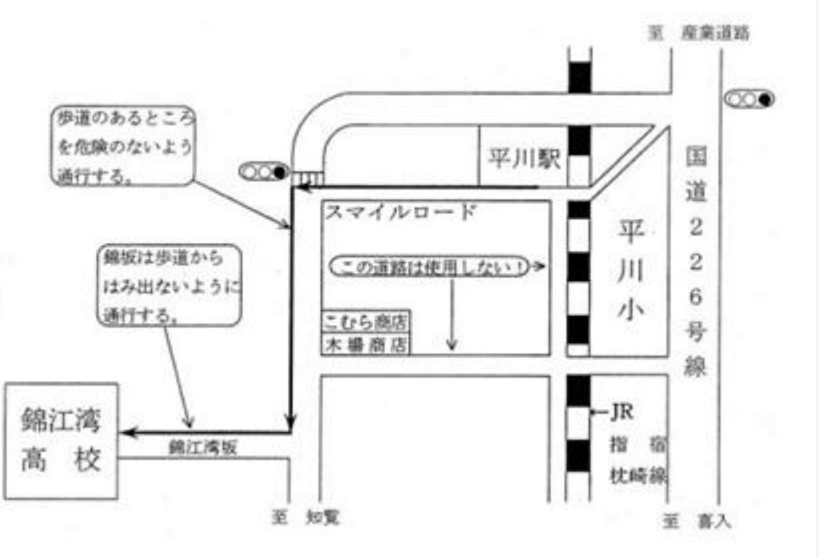

5　原動機付自転車（バイク）の免許取得および通学について

（1）原則として、許可しない。

（2）以下の場合は、特別審議の対象とする。ただし、認めた場合であっても本校までのバイク通学は許可しない。

ア　公共の交通機関がない。もしくは、公共の交通機関があっても、始業に間に合わない時間帯の便しかない場合。

イ　自宅から最寄りの駅またはバス停まで距離が５km 以上あり、途中険しい山道や、街灯がないなど防犯上必要と認められる場合。

ウ　車による送迎不可など家庭状況による場合。

6　台風・大雨・降雪によるＪＲ等の運休に伴う登校について

（１）JR 指宿枕崎線が運転を見合わせている場合、自宅待機し、公共の交通機関が復旧次第、速やかに登校する。

（２）JR 指宿枕崎線が動いている場合、学校の指示がない限り、原則として登校する。

（３）JR 以外の通学生、スクールバス通学生等についても、JR 指宿枕崎線利用生徒と同様に判断・対応する。

（４）降雪の場合は、普段利用する公共交通機関は運行しているが、山間部等で自宅から駅やバス停まで移動できない場合は学校に連絡する。

Ⅳ　遅刻届けの方法・処理について

1　SHR(8:30)の途中に登校した生徒

静かに教室に入室し、SHR に参加する。SHR 終了後、職員室にて遅刻届を記入し、教頭先生の確認を受ける。記入した遅刻届は担任に提出する。

２　SHR 終了後から授業が始まるまで、または休み時間等に登校した生徒

生徒は、職員室で遅刻届を記入し、教頭先生の確認を受けた後、遅刻届を持って教室に入り教科担任の確認を受ける。当該授業終了後に、クラス担任へ遅刻届を提出して、登校したことを報告する。

３　事前に保護者を通じて遅刻の連絡をした者も必ず遅刻届を提出する。

Ⅴ　アルバイトに関する規程

学期中のアルバイトについては原則禁止とする。

ただし、特別な事情によりアルバイトを希望する者は保護者から担任に相談する。その後，諸手続を踏んだのち、「アルバイト許可願」に必要事項を記入の上、提出し、校長の許可を受けなければならない。但し、以下の条件を満たす場合に限る。

また、長期休業中、および３年生の自宅学習期間におけるアルバイトについては、職業体験、勤労体験の見地から、アルバイトを認めるものである。

１　学期中のアルバイトについて　　　原則禁止　　**（特別審議）**

（１）　本人の満たすべき条件

ア　欠点科目を有していないこと。但し、欠点科目全ての指導（追指導等）を終了後に許可する。

イ　過去３ヶ月のうちに、生徒指導で校内特別指導以上を受けていないこと。

ウ　日頃、生徒指導上の問題（服装・容儀の乱れが頻繁に注意される等）を指摘されていないこと。

エ　日頃の学習状況が良好であること。（授業・課外への出欠状況や学習態度、課題の提出等が不十分であるなどの事項を指摘されていないこと。）

（２）　アルバイトの内容的な条件

ア　土曜・日曜・祝祭日のアルバイトであること。（授業日は認めない）

イ　昼間が中心のアルバイトであること。（勤務時間は 18 時まで）

ウ　児童福祉法、青少年保護育成条例等に抵触しないアルバイトであること。

２　長期休業中のアルバイトについて

（１）　本人の満たすべき条件

ア　欠点科目を有していないこと。但し、欠点科目全ての指導（追指導等）を終了後に許可する。

イ　過去３ヶ月のうちに、生徒指導で校内特別指導以上を受けていないこと。

ウ　日頃、生徒指導上の問題（服装・容儀の乱れが頻繁に注意される等）を指摘されていないこと。

エ　日頃の学習状況が良好であること。（授業・課外への出欠状況や学習態度、課題の提出等が不十分であるなどの事項を指摘されていないこと。）

（２）　アルバイトの内容的な条件

ア　課外のない日であること。
イ　昼間が中心のアルバイトであること。（勤務時間は 18 時まで）
ウ　児童福祉法、青少年保護育成条例等に抵触しないアルバイトであること。

３　３年生の自宅学習期間におけるアルバイトについて
（１）　本人の満たすべき条件
ア　進路内定者であること。
イ　欠点科目を有していないこと。但し、欠点科目全ての指導（追指導等）を終了後に許可する。
ウ　過去３ヶ月のうちに、生徒指導で校内特別指導以上を受けていないこと。
エ　日頃、生徒指導上の問題（服装・容儀の乱れが頻繁に注意される等）を指摘されていないこと。
オ　日頃の学習状況が良好であること。（授業・課外への出欠状況や学習態度、課題の提出等が不十分であるなどの事項を指摘されていないこと。）
（２）　アルバイトの内容的な条件
ア　自宅学習期間内にある出校日には登校すること。
イ　昼間が中心のアルバイトであること。（勤務時間は 18 時まで）
ウ　児童福祉法、青少年保護育成条例等に抵触しないアルバイトであること。

４　許可の取り消し
（１）許可された後で欠点科目を有したときは、許可を取り消し、欠点科目の担当者が成績の回復を認めた段階で再度申請の上、許可する。
（２）許可された後で特別指導を受けたときは、許可を取り消し、指導終了後３ヶ月経過した後、再度申請の上、許可する。
（３）許可された後で、生徒指導上（欠席、遅刻、早退、服装、容儀等）の問題、学習状況（授業態度、課題の提出等）の問題を指摘されるようになったときは、許可を取り消し、改善が見られた場合には、再度申請の上、許可する。
５　補足
（１）学期中のアルバイトは年度毎に許可を受ける。
（２）長期休業中のアルバイトは、その都度許可を受ける。
（３）その他、特別な事情が発生した場合は、別途、審議する。
※長期休業中、および３年生の自宅学習期間におけるアルバイトについては、職業体験、勤労体験見地から、アルバイトを認めるものである。

Ⅵ　スマートフォン・携帯電話等に関する規定
１　スマートフォン・携帯電話等の校内への持ち込みは原則禁止とする。
２　校内への持ち込みが必要な者は、生徒指導部の許可を得る。
３　許可を受けた者以外は、スマートフォン・携帯電話を校内へ持ち込んではならない。また、許可を受けた者も、持ち込む際は、必ずロック機能を設定した上で電源を切

り、校内では使用してはならない。

4　フィルタリングの設定は、保護者の責任で設定されているものとして、持ち込みを許可している。未設定が原因で発生したトラブルについては、学校はその相談には応じ、解決への協力は惜しまないが、原則として保護者が責任を負うものとする。

5　上記３に反した場合

（１）「許可者」については、ロック機能を設定させた上で、その場で指導者が預かり、担任へ渡す。担任は、生徒本人へ指導の上返却する。

（２）「未許可者」については、ロック機能を設定させた上で、その場で指導者が預かり、担任へ渡す。担任は、生徒本人及び保護者へ「許可を受けていない者は、携帯電話等を校内へ持ち込めないこと」を確認し、「どうしても必要ならば、許可を受けるように」と指導し、返却する。

（３）繰り返し指導を受ける（２回）生徒について

「許可者」については、保護者へ連絡し、一定期間携帯電話を持たせない（場合によっては、学校で預かり）等の措置をとることについて理解と協力を求める。

「未許可者」については、「学校の指導に従わない」ということで、保護者来校の上生徒指導部指導をする。その際、一定期間携帯電話を持たせない（場合によっては、学校で預かり）の措置をとることについて理解と協力を求める。

6　繰り返し指導を受ける（３回～）生徒について

「許可者」「未許可者」に関わらず、「指導無視」として審議する。（特別指導もありえる）

7　スマートフォン・携帯電話等の使用方法及び保管・管理については、所有者本人の責任によるものとする。

8　手続きについて、持ち込みが必要な者は「スマートフォン・携帯電話等持ち込み許可願」により申請する。